

「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充
職業（所属・勤務先）税理士の団体
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木Ⅱ 401号
電話番号 (03) 3356-2916
(団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

3頁（2）課題

複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が存在しない為に、より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい。

5頁（5）我が国の理念

今回導入する番号制度は、低所得で資産も乏しい等、真に手を差し伸べるべき者に対して、給付を充実させるなど、社会保障をよりきめ細やかに、かつ、的確に行うことが重要であり、そのためにも受益・負担の公平性・透明性を高めようとするものである。

19頁（2）番号制度の限界

「番号」を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界がある。

意見内容

- 1．番号制度の導入による、国民の資産の管理の範囲とその方法が不明
- 2．国民の資産の国外移転への危惧

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

1．番号制度の導入による、国民の資産の管理の範囲とその方法が不明

上記該当箇所の によると、番号制度の導入により、正確な所得及び資産の把握に基づき柔軟できめ細やか、かつ公平・透明な社会保障の充実をめざしていることがわかる。

ただし、その基礎となる資産を把握する範囲とその方法の記述が欠落している。

したがって、具体的に管理する国民の資産の範囲とその方法について明らかにすべきである。

2．国民の資産の国外移転への危惧

国が国民の資産を管理しようとする意図を国民が見抜けば、納税者の中には、回避行動に出るものもいるかもしれない。資産を国外に移転することは、その一つとして想定される。

上記該当箇所 で認めている様に、海外資産の把握には限界があるということは、国民にも明白である。

したがって、番号制度の導入によって、国民の財産が国外に移転するという恐れがある。

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。